破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５１２号
仙台市宮城野区西宮城野９番32号
債務者　青田　匡史
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
群馬県太田市新田大根町280番地１、前住所群馬県太田市新田大根町279番地１
債務者　金谷　好賢
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第８７４号
埼玉県久喜市久喜東２丁目15番14号
債務者　上野　文男
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　洋善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９８６号
広島市西区三篠町１丁目７番20―303号
債務者　大津寄　誠
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　車元　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７３号
広島市安佐南区毘沙門台東１丁目３番24号
債務者　宮本　蕉次
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　朋矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４７号
広島市東区戸坂千足１丁目８番18号
債務者　万徳　真弓
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和　宙優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０６号
静岡県湖西市鷲津5192番地、前住所愛知県豊橋市飯村北３丁目９番地の16
債務者　落合　敦史
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　悠太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１２７３号
福岡県大野城市瓦田１丁目16番８―410号　シェリーコート
債務者　韓　　哲宇
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２２０号
静岡県御殿場市茱萸沢351番地の１、前住所静岡県御殿場市茱萸沢327番地の４　ｆｉｎｅ03―101
債務者　信田　倫子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安本　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
宮崎市大塚町宮田2856番地３　メゾン原田Ⅱ203号
債務者　河野　智宏
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　康朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３２号
岩手県滝沢市野沢62番地403
債務者　熊谷　正男
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３２１号
兵庫県姫路市御国野町深志野64番地１　チェリーウェルＣ―202、従前の住所兵庫県小野市大島町673番地
債務者　田中　長久
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　崇志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８０９号
北九州市若松区浜町２丁目14番19号
債務者　阪本とち子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８９３号
さいたま市見沼区大字南中野1027番地　101
債務者　伊豆田義明
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　弘明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４９０号
神奈川県藤沢市片瀬４丁目８番21号
債務者　古谷　太一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入坂　剛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９７６号
大阪市旭区中宮１丁目13番14号　加益ハイツ302
債務者　小山　千香（旧姓浜口）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７６７号
大阪府枚方市高塚町６番１号
債務者　松尾　克司
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部